

堺市公報 第172号	令和3年6月4日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○市長の令和3年資産等報告書等の閲覧について	
【総務局行政部総務課】	2
○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について	
【建築都市局住宅部住宅管理課】	3
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	3
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	6
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【ICTイノベーション推進室】	11
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【ICTイノベーション推進室】	12
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【ICTイノベーション推進室】	13
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【ICTイノベーション推進室】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	

る調達契約に係る落札者等について  
【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】…………… 19

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
る調達契約に係る落札者等について  
【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】…………… 20

<議会告示>

○市議会議員の令和3年資産等報告書等の閲覧について  
【議会事務局総務課】…………… 21

告 示

堺市告示第212号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第18条第3項の規定に基づき、市長の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

堺市長 永藤英機

- 1 閲覧開始の日  
令和3年6月15日（火）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

### 堺市告示第213号

堺市営住宅及び堺市特定優良賃貸住宅の使用料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 委託する歳入の種類

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）の規定に基づき徴収する住宅の使用料

#### 2 委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 3 受託者の住所及び氏名

住所 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー

氏名 株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

~~~~~

### 堺市告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
向陵東10号線	堺区向陵東町3丁215番1地先	旧	5.00	84.38	=0098
			5.00		
	堺区向陵東町3丁215番86地先	新	8.00	84.38	
			8.07		

~~~~~

堺市告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧  
に供する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|------------|----------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|            |                |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 一条通南丸保園1号線 | 堺区北丸保園4番1地先    | 旧      | 5.39         | 4.20  | (イ070)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区北丸保園4番1地先    | 新      | 5.39         | 4.20  |                          |
| 砂道6号線      | 堺区砂道町3丁109番2地先 | 旧      | 2.89<br>3.66 | 22.50 | (X008)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区砂道町3丁110番3地先 | 新      | 3.45<br>3.83 | 22.50 |                          |
| 大仙中12号線    | 堺区大仙中町39番1地先   | 旧      | 3.91<br>3.91 | 26.40 | (7303)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区大仙中町39番5地先   | 新      | 3.95<br>3.96 | 26.40 |                          |
| 中安井賑2号線    | 堺区賑町4丁59番23地先  | 旧      | 4.00<br>4.00 | 11.41 | (イ022)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区賑町4丁59番23地先  | 新      | 4.00<br>4.10 | 11.41 |                          |
| 賑1号線       | 堺区賑町2丁29番6地先   | 旧      | 3.65<br>3.69 | 10.26 | (ニ010)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区賑町2丁29番6地先   | 新      | 3.83<br>3.85 | 10.26 |                          |
| 賑3号線       | 堺区賑町4丁59番23地先  | 旧      | 4.70         | 6.12  | (ニ065)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区賑町4丁59番23地先  | 新      | 4.98         | 6.12  |                          |
| 緑町3号線      | 堺区緑町1丁28番1地先   | 旧      | 3.09<br>3.09 | 9.07  | (ニ021)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 堺区緑町1丁28番1地先   | 新      | 3.09<br>3.55 | 9.07  |                          |
| 土師14号線     | 中区土師町2丁99番5地先  | 旧      | 2.64<br>3.27 | 12.50 | (イ037)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 中区土師町2丁99番1地先  | 新      | 3.67<br>3.99 | 12.50 |                          |
| 平井45号線     | 中区平井1084番3地先   | 旧      | 4.00<br>4.00 | 60.05 | (イ934)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 中区平井1084番7地先   | 新      | 4.40<br>5.00 | 60.05 |                          |
| 東山北野田線     | 東区西野3番4地先      | 旧      | 3.35<br>3.64 | 17.18 | (2033)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区西野2番14地先     | 新      | 4.03<br>4.17 | 17.18 |                          |
| 東山北野田線     | 東区草尾700番1地先    | 旧      | 3.20<br>4.09 | 16.60 | (2033)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区草尾700番4地先    | 新      | 3.95<br>4.40 | 16.60 |                          |

道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで       | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|------------|----------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|            |                      |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 北野田南野田1号線  | 東区北野田454番17地先        | 旧      | 3.00<br>3.40 | 10.62 | (キ166)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区北野田454番18地先        | 新      | 3.50<br>3.70 |       |                          |
| 草尾1号線      | 東区大美野162番111地先       | 旧      | 3.52<br>3.57 | 22.64 | (ク014)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区大美野162番109地先       | 新      | 3.52<br>3.79 |       |                          |
| 草尾21号線     | 東区草尾700番2地先          | 旧      | 2.98<br>3.30 | 15.55 | (ク071)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区草尾700番3地先          | 新      | 3.84<br>4.80 |       |                          |
| 日置荘北16号線   | 東区日置荘北町3丁363番7地先     | 旧      | 3.85<br>4.04 | 22.21 | (ト160)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区日置荘北町3丁363番14地先    | 新      | 4.27<br>4.37 |       |                          |
| 日置荘西47号線   | 東区日置荘西町3丁239番3地先     | 旧      | 3.88<br>3.92 | 13.67 | (ト235)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区日置荘西町3丁239番3地先     | 新      | 4.35<br>4.35 |       |                          |
| 引野日置荘西1号線  | 東区日置荘西町1丁1167番7地先    | 旧      | 2.28<br>2.36 | 12.19 | (ト290)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区日置荘西町1丁1167番8地先    | 新      | 2.36<br>3.18 |       |                          |
| 日置荘北43号線   | 東区日置荘北町3丁363番8地先     | 旧      | 4.43<br>4.65 | 23.74 | (ト602)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 東区日置荘北町3丁363番14地先    | 新      | 4.53<br>4.68 |       |                          |
| 石津川2号線     | 西区宮下町250番1地先         | 旧      | 3.57<br>6.00 | 37.02 | (イ105)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区宮下町250番4地先         | 新      | 6.83<br>9.20 |       |                          |
| 上野芝向ヶ丘10号線 | 西区上野芝向ヶ丘町1丁1223番40地先 | 旧      | 5.53         | 1.99  | (ウ064)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区上野芝向ヶ丘町1丁1223番40地先 | 新      | 5.53         |       |                          |
| 鳳東27号線     | 西区鳳東町3丁280番1地先       | 旧      | 2.01<br>2.23 | 10.23 | (オ238)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区鳳東町3丁280番1地先       | 新      | 3.01<br>3.12 |       |                          |
| 神石市之町9号線   | 西区宮下町250番1地先         | 旧      | 2.60<br>2.70 | 2.45  | (カ137)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区宮下町250番1地先         | 新      | 5.80<br>5.80 |       |                          |

道路区域変更調書

| 路線名         | から<br>区間<br>まで   | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|-------------|------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|             |                  |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 神石市之町9号線    | 西区宮下町248番12地先    | 旧      | 2.60<br>2.80 | 10.50 | (カ137)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 西区宮下町248番53地先    | 新      | 4.60<br>5.75 | 10.50 |                          |
| 草部4号線       | 西区草部90番2地先       | 旧      | 1.92<br>2.17 | 12.45 | (ノ20)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|             | 西区草部90番2地先       | 新      | 1.98<br>3.44 | 12.45 |                          |
| 草部16号線      | 西区草部89番1地先       | 旧      | 1.94         | 6.77  | (ノ32)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|             | 西区草部89番1地先       | 新      | 3.32         | 6.77  |                          |
| 浜寺元12号線     | 西区浜寺元町5丁779番6地先  | 旧      | 2.86<br>2.91 | 18.09 | (ハ306)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 西区浜寺元町5丁779番7地先  | 新      | 3.78<br>3.81 | 18.09 |                          |
| 浜寺元38号線     | 西区浜寺元町5丁660番3地先  | 旧      | 2.09<br>2.28 | 18.20 | (ハ332)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 西区浜寺元町5丁660番7地先  | 新      | 4.00<br>4.20 | 18.20 |                          |
| 晴美台33号線     | 南区晴美台2丁22番13地先   | 旧      | 6.10         | 0.86  | (ハ510)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 南区晴美台2丁22番13地先   | 新      | 6.10         | 0.86  |                          |
| 蔵前9号線       | 北区蔵前町3丁1588番3地先  | 旧      | 3.12<br>3.25 | 8.95  | (ク118)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 北区蔵前町3丁1588番3地先  | 新      | 3.56<br>3.63 | 8.95  |                          |
| 中三国ヶ丘中長尾1号線 | 北区中長尾町4丁159番2地先  | 旧      | 5.45<br>6.73 | 9.68  | (ナ116)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 北区中長尾町4丁159番2地先  | 新      | 6.73<br>8.00 | 9.68  |                          |
| 百舌鳥赤畑3号線    | 北区百舌鳥赤畑町2丁99番2地先 | 旧      | 5.68         | 9.13  | (ト029)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 北区百舌鳥赤畑町2丁99番2地先 | 新      | 6.84         | 9.13  |                          |
| 百舌鳥梅3号線     | 北区百舌鳥梅町1丁10番1地先  | 旧      | 6.08         | 2.47  | (ト066)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 北区百舌鳥梅町1丁10番1地先  | 新      | 6.08         | 2.47  |                          |
| 阿弥2号線       | 美原区阿弥487番11地先    | 旧      | 4.31<br>4.68 | 43.50 | (7285)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|             | 美原区阿弥487番15地先    | 新      | 4.70<br>4.70 | 43.50 |                          |

道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|--------|----------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|        |                |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 今井2号線  | 美原区今井459番2地先   | 旧      | 3.10<br>3.61 | 12.83 | (145)<br>開発に伴う寄付<br>関係分             |
|        | 美原区今井459番6地先   | 新      | 4.70<br>4.70 | 12.83 |                                     |
| 大饗6号線  | 美原区大饗328番1地先   | 旧      | 2.60<br>3.12 | 24.62 | (1604)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|        | 美原区大饗328番1地先   | 新      | 3.65<br>3.91 | 24.62 |                                     |
| 大饗9号線  | 美原区大饗328番1地先   | 旧      | 3.12<br>3.74 | 29.87 | (1607)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|        | 美原区大饗328番1地先   | 新      | 3.94<br>4.01 | 29.87 |                                     |
| 草部22号線 | 西区草部754番1地先    | 旧      | 4.40<br>4.70 | 12.95 | (1038)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|        | 西区草部754番1地先    | 新      | 4.70<br>5.00 | 12.95 |                                     |

公 告

堺市公告第319号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
税総合電算システム保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
ICTイノベーション推進室
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 関西支社  
支社長 塚田 武文  
大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥282,172,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第320号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

庁内ネットワーク保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

ICTイノベーション推進室

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社 関西支社

支社長 塚田 武文

大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル

5 随意契約に係る契約金額

¥49,824,720-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第321号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量  
庁内ネットワーク機器等賃借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
ICTイノベーション推進室
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 関西支社  
支社長 塚田 武文  
大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥71,691,400-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第322号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民情報系情報セキュリティ強化システム移行業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
ICTイノベーション推進室
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NECフィールディング株式会社 南大阪支店  
南大阪支店長 林 達哉  
堺市堺区南花田口町2-3-20

5 随意契約に係る契約金額

¥47,284,121－（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区平尾1060番2、1060番6、1060番10、1060番15及び1060番16

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区山之内二丁目13番57号（浪速高等学校内）

学校法人浪速学院

理事長 木村 智彦

~~~~~

堺市公告第324号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称   | 位 置              |
|----|-------|------------------|
| 1  | 黒土町公園 | 堺市北区黒土町 2362 番 1 |

2 区 域

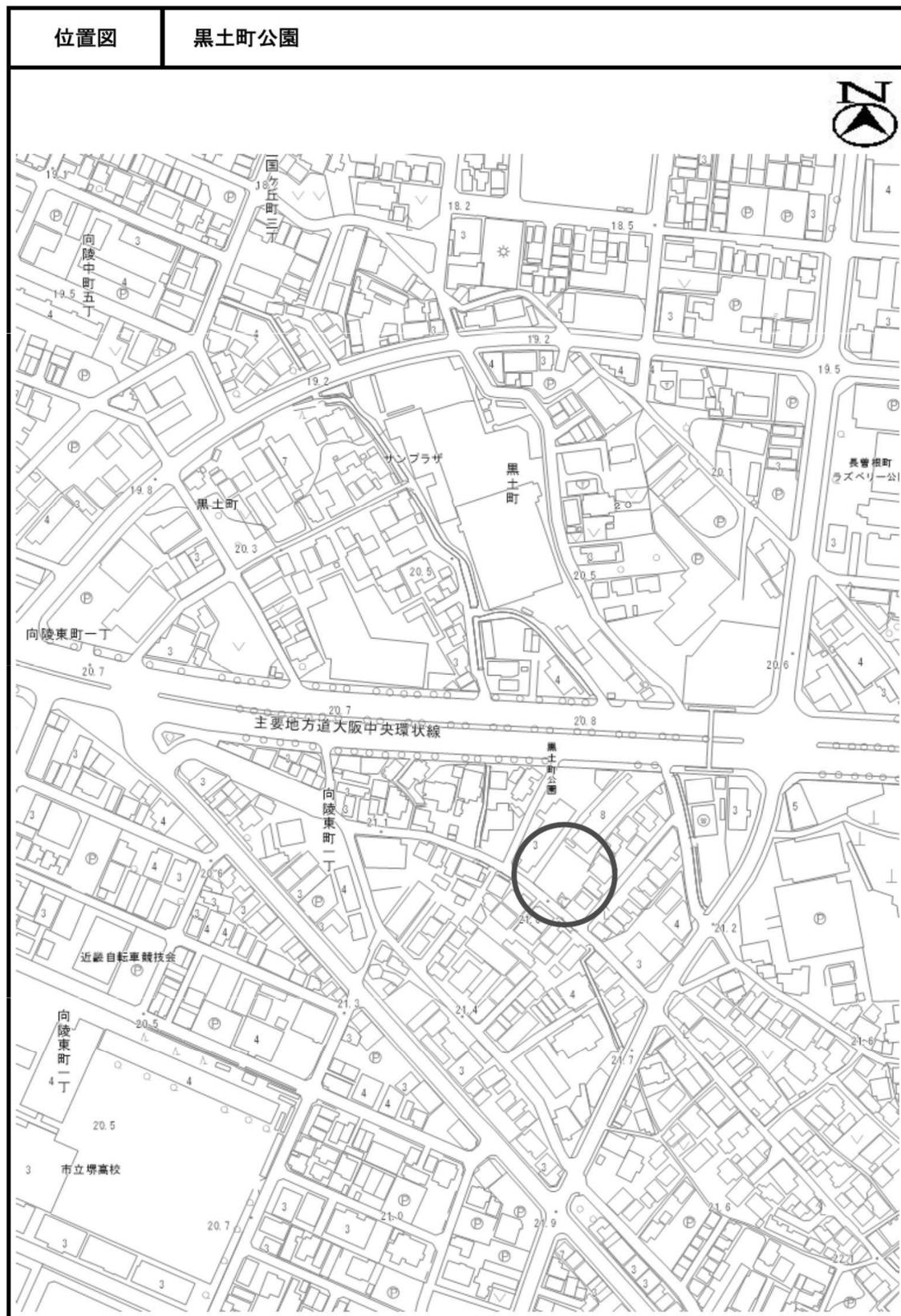
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和3年6月4日

別紙





## 堺市公告第325号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
堺市教育情報ネットワーク保守管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階  
教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社  
社長 佐野 克也  
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥56,591,216－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第326号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

堺市長 永藤英機

- 1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量  
教育情報ネットワークに係わるセンターサーバーハウジング用フルラック賃貸借  
センターサーバーハウジング用フルラック 23ラック
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階  
教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社スマートバリュークラウドイノベーションDivision  
DivManager 大脇 正人  
大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号 京阪神御堂筋ビル14階
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥43,335,600-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

議会告示

堺市議会告示第2号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第11条第3項の規定に基づき、市議会議員の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

堺市議会議長 池 尻 秀 樹

1 閲覧開始の日

令和3年6月15日（火）

2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター

堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで